

## 1 三重県市町村職員共済組合債権回収事務取扱要綱の一部改正

### (1) 民間損害保険の支払対象となった者の再貸付

平成24年4月以降、民間損害保険の保険金の支払対象となった貸付事故者が、保険金の受領後再び貸付事故者となった場合、保険金の支払対象とならないことから、当該者に再貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）はできません。

### (2) 民間損害保険の支払対象とならない者の再貸付

破産等借受資格等の停止に該当する貸付事業の借受人で、民間損害保険の支払対象とならない者（平成24年3月以前に貸付事故者となった者）については、所属所長が特に必要があると認め、かつ当該貸付の未償還元金を貸付事故日以降5年（住宅にかかる貸付金については10年）以上にわたり引き続いて償還している、又は貸付金を全額償還し破産等の終結から5年以上経過している場合は、再貸付の対象となります。

## 2 貸付保険事故者の確認方法

平成24年4月以降、他の市町村職員共済組合や都市職員共済組合の組合員であった貸付申込者については、過去に民間損害保険の支払対象者となっていないかを確認するために、貸付申込みの際に、「貸付保険事故の有無に係る申告書」を提出していただきます。

なお、貸付申込者からの申告内容について当組合が確認をする必要がある場合は、連合会に貸付保険事故に関する情報を照会して確認します。